

会 員 各 位

刈 谷 商 工 会 議 所
会 頭 太 田 宗 一 郎『愛知県青少年保護育成条例』に
協力する事業所のご案内

ご案内

愛知県青少年保護育成条例は、18歳未満の青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護しようとするものです。(詳細は、別紙チラシをご覧ください。)

ご登録頂いた事業所では、以下のプレートを設置して頂くとともに、事業所・店頭で、青少年が犯罪に巻き込まれないよう愛知県青少年保護育成条例の掲示物等の啓発にご協力下さい。

また、ご登録頂いた事業所には、「刈谷市教育委員会教育長」と「刈谷警察署長」より感謝状が贈呈されますので、ぜひご参加下さい。

申込期日 平成29年7月12日(水)

参加費 1事業所 2,000円

申 込 以下申込書により、
刈谷商工会議所事務局に
参加費を添えてお申込ください。

主 催 刈谷商工会議所

共 催 刈谷市教育委員会

後 援 刈谷警察署

問合せ先 刈谷商工会議所 総務課 米倉直樹 TEL(0566)21-0370

参加すると

- 豪華「愛知県青少年保護育成条例に協力する事業所」のプレートを贈呈(下記参照)
- 刈谷市教育委員会教育長・刈谷警察署長より「感謝状」が贈呈されます。
- 刈谷警察署より愛知県青少年保護育成条例の啓発資料をお渡しいたします。

【プレート】

～みんなの力で青少年の健全育成～

愛知県
青少年保護育成条例に
協力する事業所刈谷商工会議所
刈谷市教育委員会
刈谷警察署

アクリルプレート(デザインは変更の可能性有)

サイズ:120mm×170mm
(商工会議所会員章と同仕様です)

カラー:水色(文字は金色)

※平成29年7月にお渡しします

刈谷商工会議所 宛 (FAX 0566-24-6049)

『愛知県青少年保護育成条例』に協力する事業所申込書

事業所名			
所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
担当者名			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業に関する連絡の目的のみ使用いたします。